

議案第46号

飯能市手数料条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市手数料条例の一部改正）

第1条 飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8号中「、第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表第9号中「、第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同表第24号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第33号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第38号中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号金額の欄ア(ア)に次のように加える。

○ 建築を伴わないもの 1件
につき 13,000円

別表第2第38号金額の欄ア(イ)に次のように加える。

○ 建築を伴わないもの 1件
につき 25,000円

別表第2第38号金額の欄イ(ア)に次のように加える。

○ 建築を伴わないもの 1件
につき 85,000円

別表第2第38号金額の欄イ(イ)に次のように加える。

○ 建築を伴わないもの 1件
につき 194,000円

別表第2第40号中「長期優良住宅建築等計画の変更の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変

更認定申請手数料」に改め、同号金額の欄ア(ア)に次のように加える。

- c 建築を伴わないもの 1件
につき 6,500円

別表第2第40号金額の欄ア(イ)に次のように加える。

- c 建築を伴わないもの 1件
につき 12,500円

別表第2第40号金額の欄イ(ア)に次のように加える。

- c 建築を伴わないもの 1件
につき 42,500円

別表第2第40号金額の欄イ(イ)に次のように加える。

- c 建築を伴わないもの 1件
につき 97,000円

(飯能市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯能市手数料条例の一部を改正する条例(令和3年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中飯能市手数料条例別表第2第8号、第9号、第24号及び第33号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年2月20日

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の6第9第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は同項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る手数料については、第1条の規定による改

正後の飯能市手数料条例別表第2第8号及び第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和4年9月2日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|----|----|--|----|----|
| 別表第2（第2条関係） | | | 別表第2（第2条関係） | | |
| 種類 | | 金額 | 種類 | | 金額 |
| 事務 | 名称 | | 事務 | 名称 | |
| 1～7 省略 | | | 1～7 省略 | | |
| 8 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する | 省略 | | 8 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ、 <u>第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ</u> 、第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に | 省略 | |

| | | | |
|---|----|--|----|
| 審査 | | 寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 | |
| <p>9 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口、第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> | 省略 | <p>9 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、<u>第63条第3項第6号若しくは第7号口、第68条の69第3項第6号若しくは第7号口、第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ</u>に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請</p> | 省略 |

| | | |
|--|---------------------|--|
| | | |
| 10～23 省略 | | |
| 24 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 省略 | |
| 25～32 省略 | | |
| 33 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | 省略 | |
| 34～37 省略 | | |
| 38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項 | 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第40号において同じ。)又はこれらの写し |

| | | |
|--|---------------------|--|
| | | に対する審査 |
| 10～23 省略 | | |
| 24 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 省略 | |
| 25～32 省略 | | |
| 33 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査 | 省略 | |
| 34～37 省略 | | |
| 38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項 | 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 | ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第40号において同じ。)又はこれらの写し |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p>が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>13,000円</u></p> <p>(4) 共同住宅等次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>25,000円</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>85,000円</u></p> <p>(4) 共同住宅等次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>194,000円</u></p> | <p>までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p>が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>(4) 共同住宅等次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>(4) 共同住宅等次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> |
| <p>39 省略</p> | <p>39 省略</p> | | |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| <p>40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p> | <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>6,500円</u></p> <p>(4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>12,500円</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>c <u>建築を伴わないもの 1件につき</u> <u>42,500円</u></p> <p>(4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> |
|--|-------------------------------------|--|

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| <p>40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p><u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u></p> | <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>(4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p> |
|--|------------------------------------|--|

| | | |
|----------|--|--|
| | | <u>c 建築を伴な</u> <u>いもの 1件に</u> <u>つき</u> <u>97,000円</u> |
| 41~63 省略 | | |

| | | |
|----------|--|--|
| | | |
| 41~63 省略 | | |

飯能市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年2月20日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正前の飯能市手数料条例別表第2第38号から第41号までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分（同表第38号ア(イ) a 及びbのただし書並びに第40号ア(イ) a 及びbのただし書の部分を除く。）に限る。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の飯能市手数料条例別表第2第39号及び第41号中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「金額」と、「額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「額」とする。</u></p> |

政令第二百二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月三十一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
防衛大臣 岸 信夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

第三十五条の四中「第六条第一号及び第三号」を「同条各号」に改め、「同条第二号中「おける販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務」と「販売所を設置する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行う」とを削る。

第三十五条の五中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第三十五条の六第一項及び第三十五条の七中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十五条の十第一項中「経済産業大臣及び都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「経済産業大臣及び都道府県知事」及び「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十六条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、第三十八条の三及び第三十八条の十において同じ。」を加える。

第八十二条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第八十三条第三項及び第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第八十六条の二中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第八十七条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第二項中「充てんの」を「充填の」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。
3 指定都市の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。
二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。

第九十条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第五章 国土交通省関係
（建築基準法の一部改正）
第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

第五 特定行政庁は、被災者の需要に應ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に應ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

第八十七条の三第一項中「第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十七条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次の一項を加える。

5 特定行政庁は、被災者の需要に應ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に應ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。

第九十条第一項第九号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第四項又は第五項」に改め、同項第十号中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に改め、同項第十六号中「第八十七条の三第四項又は第五項」を「第八十七条の三第四項又は第五項」に改め、同項第十七号中「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。

（下水道法の一部改正）
第十二条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第七項中「嚙く」とともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければ「嚙かなければ」に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「協議を」を「届出を」に改め、「ときは」の下に「当該届出の内容を」を加え、協議しなければ「を」通知しなければ「に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、前項に規定する流域別下水道整備総合計画の作成に關し必要な助言を行うことができる。

9 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に対し、意見を求めることができる。

10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七号から第九号までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第十一条の規定及び附則第七号から第十六号までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条（地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一條を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第三条の規定 令和五年四月一日

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八條の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七条の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二号第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条の三第一項の規定による徴収及び旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定による徴収については、なお従前の例による。

(抜粋)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総務省関係(第一条・第二条)
- 第二章 厚生労働省関係(第三条―第七条)
- 第三章 農林水産省関係(第八条・第九条)
- 第四章 経済産業省関係(第十条)
- 第五章 国土交通省関係(第十一条・第十二条)

第一章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十条の十八第三項中「いう」の下に「。第二百六十条の十九の二において同じ」を加える。

第二百六十条の十九の次に次の一条を加える。
第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十を第二百六十条の四十八とし、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十七とし、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十六とし、第二百六十条の三十七の次に次の八条を加える。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができ、その期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相當の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。第二百六十条の四十一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

政令第三百十五号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十一月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

第三十四条第一項中「第三項」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅品質確保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的統替えは、政令で定める。

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 第八十二条第三項 | 第十條第二項及び第三項、第九條、第二十二條並びに | 第十九條、第二十二條及び |
| 第八十四条第一項 | 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に | 第十九條第一項中「評価の業務」とあるのは「第八十二條第一項に規定する支援等の業務(以下「支援等の業務」という。及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第三十四條第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。以下「同条第二項中「評価の業務」とあるのは「支援等の業務」と特別支援等の業務)と第二十二條第一項中「評価の業務の公正」とあるのは「支援等の業務」と「特別支援等の業務の公正」と「評価の業務若しくは」と「特別支援等の業務若しくは」と「評価の業務の状況」とあるのは「支援等の業務若しくは」と「特別支援等の業務若しくは」と第六十九條中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と「紛争処理の業務」とあるのは「支援等の業務又は特別支援等の業務」という。)に |
| 第八十四条第二項及び第八十六条 | 支援等の業務の | 支援等の業務及び特別支援等の業務の |
| 第八十五条第一項、第八十九条、第九十一条並びに第九十三条 | 支援等の業務 | 支援等の業務又は特別支援等の業務 |

| | | |
|----------|---------|---------------------|
| 第八十五条第二項 | の支援等の業務 | の支援等の業務又は特別支援等の業務 |
| 第九十一条 | 支援等の業務の | 支援等の業務若しくは特別支援等の業務の |

第四十三條中「第三十九條又は第四十一條」を「第四十條又は第四十二條」に改め、同条を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とする。

第四十一條中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十二條とし、第四十條を第四十一條とする。

第三十九條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第四十條とし、第六章中第三十八條を第三十九條とし、第三十五條から第三十七條までを一条ずつ繰り下げる。

第五章中第三十四條の次に次の一条を加える。

第三十五條 保険法人は、前条第一項第三号に掲げる業務及び住宅品質確保法第八十三條第一項第八号に掲げる業務(特定住宅瑕疵の発生の防止に関するものに限る。)の実施に関し住宅紛争処理支援センターから必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

附則

第一條 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第三條(住宅の品質確保の促進等に関する法律の目次の改正規定、同法第六條の次に一条を加える改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第一百一條第一号の改正規定を除く。)及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第三條、第四條、第七條及び第八條の規定 令和三年九月三十日

三 附則第九條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 第二條、第四條及び第五條(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 施行日前にされた第一條の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という。)第五條第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。)が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができ、

第十四条第一項に次の一号を加える。
三 認定長期優良住宅建築等計画(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

第十四条第二項中「当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。」を削る。

第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。
(容積率の特例)

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十五条に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)、及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認め許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、確保されることにより「を削り、が図られ」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。
第五条の見出しを「(長期優良住宅建築等計画等の認定)」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間
- ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅(区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。)のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。)において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅維持保全計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
六 第六条に次の一項を加える。
8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「(認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更)」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。
第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。
第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有者その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)

ロ 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更を含む。)を受けた長期優良住宅維持保全計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。)に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)

第十一条第一項中「の建築」を「(前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。の建築)」に改め、「維持保全」の下に「(同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全)」を加える。

(抜粋)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「(一)の建築を」を「(一)区分所有住宅(二)以上の区分所有者(建物の区分所有者等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう)が存する住宅をいう。以下同じ)を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ)の建築を」に、「(三)の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行うとする者(以下「譲受人」という)に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という)において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号八を削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有者等に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む)の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む)の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む)の規定により置かれた理事をいう。以下同じ)において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という)は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。
第七条中(第五条第四項第四号ハ)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(二)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む)を削る。
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、以下「計画の認定」というのを削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更」とする。
第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更」とする。
第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む)を含む)を」に改め、(以下「認定計画実施者」という)を削り、「計画の認定」を「当該認定」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む)を含む。第十四条において「計画の認定」という)を受けた者(以下「認定計画実施者」という)に改める。
第十二条中「及び」を「又は」に改める。

税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第三十二条において同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法、第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下「旧地方法人税法」という。）第十三条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（連結納税の承認の申請に関する経過措置）
第十五条 令和四年四月一日前にされた旧法人税法第四条の三第一項の申請であつて、この法律（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）の施行の際、旧法人税法第四条の二の承認又は旧法人税法第四条の三第二項の却下の処分がされていないものは、次項の規定の適用がある場合を除き、新法人税法第六十四条の九第二項の申請とみなす。

2 旧法人税法第四条の三第六項の内国法人の同項に規定する連結申請特例年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度である場合における当該内国法人及び同条第八項の他の内国法人（同条第九項第二号に掲げる法人に限る。）、同条第十項の他の内国法人の同項に規定する完全支配関係を有することとなった日が同月一日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに同条第十一項の他の内国法人（同項第二号に掲げる法人に限る。）の同号に定める日が同月一日前に開始した同条第六項に規定する連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する旧法人税法第四条の二の承認については、なお従前の例による。この場合において、これらの他の内国法人のその承認の効力が生ずる日の前日の属する事業年度同月一日以後に開始するものに限る。）は、前条第一項に規定する旧事業年度とみなして、旧法人税法第六十一条の十二の規定その他政令で定める規定を適用する。
（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）
第十六条 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結子法人につき旧法人税法第四条の五第一項各号に掲げる事実がある場合における当該連結子法人に対する旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

2 次に掲げる事実が生じた場合における旧法人税法第四条の二の承認の取消しについては、なお従前の例による。

- 一 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人（旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）と内国法人（普通法人又は協同組合に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係（旧法人税法第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。第七号において同じ。）が生じたこと。
- 二 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に連結子法人がなくなつたことにより、連結親法人が当該連結親法人のみとなつたこと。
- 三 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人の解散（合併）及び破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定
- 四 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人の解散（合併）又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定
- 五 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係（旧法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）を有しなくなつたこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲げる事実を基因するものを除く。）。
- 六 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと。
- 七 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。

3 令和四年四月一日前に開始した連結親法人事業年度が終了していない連結親法人に対する旧法人税法第四条の五第三項の承認については、なお従前の例による。
（みなし事業年度に関する経過措置）
第十七条 新法人税法第十四条第一項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が令和四年四月一日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあつては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内の日である場合における旧法人税法第十四条第一項の法人の事業年度については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が令和四年四月一日前に開始した事業年度の期間（連結子法人にあつては、同日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内の日である場合における旧法人税法第十四条第一項の法人の事業年度については、なお従前の例による。

- 一 旧法人税法第十四条第一項第一号の解散 その解散の日
- 二 旧法人税法第十四条第一項第二号の合併 その合併の日
- 三 旧法人税法第十四条第一項第三号の最初連結親法人事業年度の開始 その開始の日
- 四 旧法人税法第十四条第一項第四号の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日を属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと 当該開始の日
- 五 旧法人税法第十四条第一項第五号の申請書の提出 同号の連結申請特例年度開始の日
- 六 旧法人税法第十四条第一項第六号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結親法人事業年度開始の日
- 七 旧法人税法第十四条第一項第七号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の連結申請特例年度開始の日
- 八 旧法人税法第十四条第一項第八号の連結完全支配関係を有しなくなつたこと 同号の離脱日の前日
- 九 旧法人税法第十四条第一項第九号の破産手続開始の決定 その破産手続開始の決定の日
- 十 旧法人税法第十四条第一項第十号の合併又は残余財産の確定 その合併の日又は残余財産の確定の日
- 十一 旧法人税法第十四条第一項第十一号の完全支配関係を有することとなつたこと 同号の支配日の前日

3 前項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦(旧租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定に該当する寡婦(以下第五項までにおいて「旧租税特別措置法の寡婦」という。若しくは寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書提出している者であつて、新所得税法第九十条の規定に該当しないこととなる者は、新所得税法第九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日(その支払を受ける日が施行日である場合には、施行日。次項において同じ。))までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の所得税法第七十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次項において「納税地」という。))の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第二項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦若しくは寡夫若しくは旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がない旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書提出している者又は旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある同項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書提出している者であつて、ひとり親に該当することとなる者は、ひとり親に該当するものとして新所得税法第八十一条の規定に準じて計算した同条第二項に規定するひとり親控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、新所得税法第九十条に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、ひとり親に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出した者は、同条第二号八に規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

5 第二項の規定により新所得税法第九十条の規定を適用する場合において、旧所得税法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書提出している者であつて前二項の規定による申告書の提出をしていない者は新所得税法第九十条第二号八に規定する給与所得者の扶養控除等申告書に新所得税法の寡婦に該当する旨の記載があるものと、寡夫又は旧租税特別措置法の寡婦に該当する旨の記載がある旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書提出している者であつて第三項の規定による申告書の提出をしていない者は同号八に規定する給与所得者の扶養控除等申告書にひとり親に該当する旨の記載があるものとする。

6 第三項又は第四項の規定による申告書は旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書とみなして、所得税法(第四編第二章第一節を除く。))その他所得税に関する法令の規定を適用する。

7 新所得税法第九十条及び第九十五条(新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。))の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第九十条第四号第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書(旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替へて適用される旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を含む。))及び旧所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

8 新所得税法第九十条及び第九十五条(控除対象扶養親族に係る部分に限る。))の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した旧所得税法第九十条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第九号 新所得税法第二百三条の三(新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。))の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等(旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替へて適用される旧所得税法第二百三条の三の公的年金等を含む。))については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の六(新所得税法の寡婦及びひとり親に係る部分に限る。))の規定は、令和三年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(旧租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替へて適用される旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を含む。))については、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百三条の六(控除対象扶養親族に係る部分に限る。))の規定は、令和五年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧所得税法第二百三条の六第十一項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

(源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置)
第十号 新所得税法第二百二条の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき給与等、所得税法第九十条第九号に規定する退職手当等(以下この条及び附則第十三条において「退職手当等」という。))、同法第二百二条第一項に規定する報酬若しくは料金、契約金若しくは賞金(以下この条及び附則第十三条において「報酬等」という。))又は同法第二百二条第一項に規定する国内源泉所得(給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。以下この条及び附則第十三条において「国内源泉所得」という。))について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得については、なお従前の例による。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)
第十一号 新所得税法第二百二条第二項及び第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第十二号 施行日前に令和二年分の所得税につき所得税法第二百二条の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第八十一条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ、

(源泉徴収に係る所得税の徴収に関する経過措置)
第十三号 第二号の規定による改正後の所得税法第二百二条第二項の規定は、令和四年四月一日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得については、なお従前の例による。

(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)
第十四号 別段の定めがあるものを除き、第三号の規定(附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。))による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。))、第四号の規定(同号八に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。))による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。))、第十三号の規定(同号八に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。))による改正後の国税通則法、第十四号の規定(同号下に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。))による改正後の国税徴収法、第十六号の規定による改正後の租税特別措置法(以下「四年新措置法」という。))、第二十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国

附則第五十条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第九条から第十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十七条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項から第三項までの規定中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

附則第二十四条中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則第三十八条第一項中「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、「以後に」の下に「同条第二十項に規定する」を、「同日前に」の下に「旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する」を加え、旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十二項を「同項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第四十二条第一項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改め、同条第二項中「平成三十三年分」を「令和三年分」に改める。

附則第四十三条第一項及び第三項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第四十四条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十五条中「平成三十三年分」を「令和三年分」に、「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第五十一条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五十二条第五項中「同条第二項中」の下に「事業年度が」とあるのは「事業年度が所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二十条第二項第十九号に規定する」とを加え、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第五十三条中「同条第二項中」の下に「連結事業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「令和二年旧措置法」という。)第二十条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。))と、」を加え、「同条第七項」を「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二十条第二項第二十号に規定する連結所得」と、同条第七項に「とする」と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定」とあるのは「規定(令和二年旧措置法」とする」に改める。

附則第五十四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条、第五十七条及び第六十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六十八条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第七十一条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第七十三条、第七十四条及び第七十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第七十九条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第六項中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第七項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第十二項及び第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八十条及び第八十一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八十二条第一項中「平成四十六年四月分」を「令和十六年四月分」に改める。

附則第八十三条中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改める。

附則第八十六条中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九十一条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第九十条のうち沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十二条に一項を加える改正規定中「四十九年」を「五十年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

イ 第六条中消費税法第三十条の改正規定、同法第三十五条の次に一項を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定(第二十二の三)の下に「第三十条、第三十五条の二」を加える部分に限る。並びに附則第四十四条の規定

ロ 第九条中たばこ税法第十條第二項にたし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定(「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。並びに附則第一百十條及び第一百四十條の規定

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十四条第一項第二号の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第二百三十三の三第一号の改正規定、同法第二百三十三の六第一項の改正規定(同項第六号に係る部分を除く。)、同法第二百二十一條に六項を加える改正規定並びに同法別表第二の備考(4)、別表第三の備考(4)及び別表第四の備考(1)の改正規定並びに附則第八條第一項及び第七項、第九條第一項及び第二項並びに第十條の規定

ロ 第十四條の規定(同条中国税徴収法第三十六條第三号の改正規定を除く。及び附則第五十三條の規定

ハ 第十五條中租税特別措置法第四十一條の二の次に一項を加える改正規定、同法第四十一條の十九第一項の改正規定(「千万円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三條の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一を加える部分を除く。)、同法第九十四條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十六條の改正規定並びに附則第七十四條第一項及び第三項、第九十一條、第九十四條並びに第九十九條の規定

第六十七条の十五第二項の表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七條の十六第四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。第六十七條の十八第四項中「当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度、以下この項において「前事業年度等」という。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改める。

第六十八條第一項中「同条第五項中」を「同条第十二項中」第四項、第七項及び「」に改める。第六十八條の二の三第一項及び第二項並びに第六十八條の三第三項中「第六十一條の十三第一項」を「第六十一條の十一第一項」に改める。

第六十八條の三の二第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八條の三の三第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第四条の七第一号」を「第四条の三第一号」に改め、同条第二項の表第二十三條第一項の項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第七項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六十八條の四の二第三項の三第二項を「第七十五條の四第二項」に、「第十九條の二第二項」を「第十九條の三第二項」に改め、「次節から第二十五節までを除く。」を削り、第七十五條の三第一項を「第七十五條の四第一項」に改め、「第九節から第二十五節までを除く。」第三項において同じ。を削り、同項において同じ。同法第六十八條の四の二を「第三項において同じ。同法第六十八條の四の二」に、「第十九條の二第一項」を「第十九條の三第一項」に改め、「第九節から第二十五節までを除く。」同項において同じ。を削る。

第六十八條の五中「第八條又は第十條の二」を「第七條又は第九條」に改める。第六十八條の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。第九十三條第一項第二号中「同法第八十一條の二十三第二項並びに第八十一條の二十四第三項及び第六項において準用する場合」を削り、「第十九條第五項」を「第十九條第四項」に改め、同項第四号中「第四十五條の二第五項」を「第四十五條の二第四項」に改める。第九十八條の表の都道府県の項中「第六十八條の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務」を削り、同表の市町村の項中「第六十八條の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）第十七條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。第四條の六第二項、第四條の七及び第四條の八を「第四條の二第二項、第四條の三及び第四條の四」に改める。

第十四條第一項中「若しくは各連結事業年度（法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。以下この章において同じ。）の連結所得（同法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この章において同じ。）を削り、同条第二項第二号中「又は第六十八條の八十八第二項」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十條第一項中「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結國外所得金額（同号に掲げる國外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二條第三項において同じ。）を削り、若しくは当該連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結國外所得金額に係る」を「に係る」に改める。

第三十一條第三項中「又は各連結事業年度」及び「又は同法第八十一條の十五」を削る。第三十二條第一項中「若しくは同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「第二條第十六号」を「第二條第十五号」に、「第六十七條の十八第一項、第六十八條の八十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第二項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、同条第二項中「若しくは内国法人」を「内国法人」に改め、「各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは各連結事業年度の同法第八十一條の十五第一項に規定する連結國外所得金額」及び「各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第四項中「又は連結所得の金額」を削り、同条第五項中「第八十條の二」を「第八十二條」に改め、「同表法人税法第八十二條の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二條第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）において準用する租税条約等実施特例法」とを削る。

第三十三條第三項中「第九十三條第二項」を「第九十五條」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。第三十五條中「又は第六十八條の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第三十六條第一項中「又は第六十八條の八十八第一項」及び「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、「同法第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号」を「同項第三号」に改め、「当該法人が連結法人（法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この章において同じ。）である場合には、当該連結法人に係る連結親法人（法人税法第二條第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。）を削り、「（国税通則法）を「同法」に改める。

第三十七條第一項中「第六十七條の十八第一項若しくは第六十八條の百七の二第二項」を「若しくは第六十七條の十八第一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第六十八條の八十八第一項」及び「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、「若しくは同法第六十八條の百七の二第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」を削り、「第六十六條の四第二十七項第三号又は第六十八條の八十八第二十八項第三号」とあるのは「を「同項第三号」とあるのは「同法」に改め、若しくは同法第六十八條の百七の二第二十三項において準用する同法第六十八條の八十八第二十八項第三号」を削る。

第四十一條の二第二項中「第十條の五第七項第一号」を「第十條の五第八項第一号」に改め、「てその」の下に「営業所等」を、「営業所等」の下に「をいう。第三項において同じ。」を加え、「同項第三号」を「租税条約等実施特例法第十條の五第八項第三号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「第十條の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号」を「第十條の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項第二号中「第十條の五第七項第四号」を「第十條の五第八項第四号」に改め、同条第九項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 租税条約等実施特例法第十條の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたて

第八十八条の七第五項中「係るバイオエタノール」の下に「カーボンリサイクルエタノール」を加え、「又は当該」を「当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、同項ただし「又は」を「カーボンリサイクルエタノール若しくは」を加え、「又は当該」を「当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、同条第九項中「第一項第二号」を「第一項第一号」に、「に限る」を「を除く」に、「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第一号」に改める。

第九十条の三の三第三項、第九十条の三の四第一項及び第九十条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の八、第九十条の八の二第一項から第四項まで及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第四号イ(2)中「平成三十二年以降」を「令和二年以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第五号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第九十条の十三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第九十条の十四第一項及び第三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年十月三十一日」を「令和二年十月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年十一月一日」を「令和元年十一月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十二条第一項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 消費税法第四十五条の二第五項

第九十三条第二項中「特例基準割合とは」を「利子税特例基準割合とは、平均貸付割合(二)に、十月を「九月」に、「九月」を「八月」に改め、「当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「十二月十五日」を「十一月三十日」に、「年一パーセント」を「をいう。以下同じ。」に年〇・五パーセント」に改め、同条第三項中「当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、同条第四項第二号中「特例基準割合(一)を「利子税特例基準割合(一)」に、「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に、「以下第九十五条まで」を「次項」に改め、同条第五項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、「当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削る。

第九十四条第一項中「の特例基準割合」を「の延滞税特例基準割合(平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)」に改め、「(次項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に改め、同条第二項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。))がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(一)を「猶予特例基準割合(一)」に、「第九十三条第二項(利子税)」を「第九十四条第二項(延滞税)」に、「特例基準割合」を「猶予特例基準割合」に改める。

第九十五条中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が、「次条」を「次条第一項」に、「同項の」を「同法第五十八條第一項の」に、「第九十三条第二項(利子税)」を「第九十五条(還付加算金)に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

第九十六条中「(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。))」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。))の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合(平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。))が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

目次

第九十四条第一項中「の特例基準割合」を「の延滞税特例基準割合(平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)」に改め、「(次項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に改め、同条第二項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。))がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(一)を「猶予特例基準割合(一)」に、「第九十三条第二項(利子税)」を「第九十四条第二項(延滞税)」に、「特例基準割合」を「猶予特例基準割合」に改める。

第九十五条中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が、「次条」を「次条第一項」に、「同項の」を「同法第五十八條第一項の」に、「第九十三条第二項(利子税)」を「第九十五条(還付加算金)に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

第九十六条中「(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。))」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。))の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合(平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。))が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八節 その他の特例(第六十六条の十一第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(第六十八条の八)

第十節 連結法人の準備金等(第六十八条の九)

第十一節 連結法人の船舶運航事業を営む連結法人の特例(第六十八条の十)

第十二節 連結法人の戦時特別区域における連結法人の特例(第六十八条の十一)

第十三節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十二)

第十四節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十三)

第十五節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十四)

第十六節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十五)

第十七節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十六)

第十八節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十七)

第十九節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十八)

第二十節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の十九)

第二十一節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の二十)

第二十二節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の二十一)

第二十三節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の二十二)

第二十四節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の二十三)

第二十五節 連結法人の土地の譲渡等の特例(第六十八条の二十四)



所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

(抜粋)

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

第二条 第一項第三十四号の二中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(2) 障害者

(3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十二条 第一項中「金銭債権」の下に「債券」を表示されるべきものを除く。次項において同じ。二を加える。

第六十条 第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者居住権の目的となつてゐる建物 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたならば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。以下この号及び次項第二号において同じ。) 当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたならば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。